令和5年2月8日

子ども家庭総合支援拠点について

健康福祉部 子育て支援課

■子ども家庭総合支援拠点の背景と目的

児童福祉法の改正により、子ども及び妊産婦の福祉に関し、市の役割としての相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うため、これまで実施してきた家庭児童相談室や要保護児童対策地域協議会の機能強化に加え、新たに「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、地域に根差した身近な相談窓口として、庁内外の関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の対応を行う。

これら相談機能の他、拠点の「親子交流スペース」を一般開放する。

■子ども家庭総合支援拠点と既存の家庭児童相談室との関係

子ども家庭総合支援拠点は、家庭児童相談室を包含することとなり、従来の「家庭児童相談室」の機能はそのまま「子ども家庭総合支援拠点」に引き継がれる。

■子ども家庭総合支援拠点

・設置形態 : 小規模 A 型

・支援対象 : 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等

・開所開始 : 令和5年3月1日から

・設置場所 : 裾野市石脇 524番地の1(裾野市福祉保健会館内2階)

· 開館日·時間: 月~金曜 8:30~17:15

(親子交流スペースは9:00~17:00)

・機能・運営 : 「子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱による

・施設の概要: 相談機能 事務室×2、相談室×2、待合室

親子交流スペース図書室、交流コーナー、事務室等

計 377.05 ㎡

問い合わせ/裾野市 健康福祉部 子育て支援課長 笠間 TEL:055-995-1841